

鏡野町文化財保護審議委員が決まりました

任期満了に伴い、鏡野町文化財保護審議会委員が改選され、4月1日より12名の委員が委嘱されました。文化財保護審議委員は、町内の文化財保護や調査、啓蒙を行うための地域の代表として活動していただいています。地域の文化財保護活動について、ご相談等がございましたら遠慮なくお尋ね下さい。

鏡野町文化財保護審議会委員（H20・4・1より任期3年）

氏 名	住 所	備考	氏 名	住 所	備考
定久 正義	塚谷	再任	牧野 忠	西屋	新任
森江 勇夫	富西谷	再任	佐古 庸二	富西谷	再任
川端 和生	薪森原	再任	築山 弘美	富西谷	再任
池田 昭彦	竹田	再任	吉川 元春	上齋原	再任
秋成 知道	奥津川西	再任	藤木 精二	上齋原	再任
石原 俊次	長藤	再任	石田 耕造	上齋原	新任

埋蔵文化財保護についてのお願い

鏡野町内では、現在約1000ヶ所の遺跡が見つかっています。これらは私達の郷土の歴史を明らかにする「埋蔵文化財」として保護し、後世に残してゆくことが法律で義務づけられています。

埋蔵文化財とは、土中に残されている私達の祖先が生活していた痕跡で、建物跡・古墳などの「遺構」や土器・石器・陶磁器などの「遺物」のことです。

こうした埋蔵文化財を保護するために、文化財保護法により、以下の場合には事業者の方は届出を義務づけられていますのでご注意ください。

（１）周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事を行う場合

周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事を行おうとする場合、事業主体者は工事着手の**60日**以前に、町教育委員会を通じて文化庁に届け出る必要があります。

工事予定地内に埋蔵文化財が存在する場合は、可能であるならば設計変更等、埋蔵文化財の保護措置をしていただき、それが不可能な場合は発掘調査を実施して「記録保存」の措置をとることになります。

※ここでいう「周知の埋蔵文化財包蔵地内」とは、すでに所在が確認されている遺跡のことをいいます。周知の埋蔵文化財包蔵地の所在については、町生涯学習課までお問い合わせ下さい。

（２）埋蔵文化財を工事中に発見した場合

周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所で、工事中等に埋蔵文化財が発見された場合は、その現状を変更することなく、ただちに町教育委員会を通じて、文化庁に届け出る必要があります。

（３）国・県・町指定の文化財の現状変更について

埋蔵文化財以外にも、国・県・町指定となっている文化財を修理・移動・伐採など、現状を変更する場合は文化庁長官及び当該教育委員会の許可が必要になりますのでご注意ください。

ご不明の点やお問い合わせは生涯学習課文化財係（担当：日下）までご連絡下さい。
(TEL0868-54-7733 FAX0868-54-3335)



葡萄田頭遺跡(布原) 竪穴住居跡



夏栗遺跡(久田下原) 弥生土器